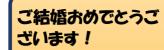
婚姻届 手続きチェックシート (市役所での手続き)

以下の項目で当てはまるものについて、各窓口で手続きをお願いします。

それぞれのご事情により、このシートで示したもの以外の手続き及び必要書類が ある場合もございますので、各窓口でご確認ください。



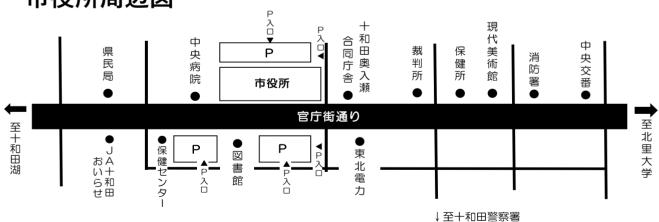


	チェック	当て	はまるかたはいますか?	手続き	必要なもの	期限	担当課	窓口番号
証明書の交付他		氏(姓	旧氏で印鑑登録をしているかた	印鑑登録(必要なかた) ※旧氏での登録は自動的に抹消されます。	・印鑑・登録者の本人確認書類(顔写真	[入]		4番
		(*)が変わるかた	マイナンバーカード 住民基本台帳カード いずれかをお持ちのかた	券面記載事項変更届	・マイナンバーカードまたは 住民基本台帳カード ・暗証番号の入力(数字4桁)			2番
			マイナンバーカードに署名 用電子証明書を搭載したかた	電子証明発行申請(必要なかた) ※氏名変更により自動的に失効します。	・マイナンバーカード ・暗証番号の入力(英数字6~1	6桁)	市民課住民記録係-51-6755	
		婚姻後の各種書類を必要な かた		住民票の申請(住所地の役所へ)	・申請者の本人確認書類 ※婚姻届出後、書類発行までに以 とおりお時間をいただきます。	戸籍係 51-6756		3番
				戸籍謄本の申請 (新本籍地の役所へ)	○届出地及び申請地が十和田市の場合 ・住民票、受理証明書…数時間 ・戸籍…1 週間程度 ○上記以外の場合…10日程度			
				婚姻届受理証明書の申請 (婚姻届出地の役所へ)	※詳しくはお問合せください。			
		市営住宅へお住まいのかた		同居申請書等	・住民異動届の写し等 ※詳しくはお問合せください。		都市整備建築課 51-6738	別館 2階
健康保険		国民健康保険証をお持ちで、氏 が変わるかた		氏名変更の手続き	・届出者の本人確認書類 ・氏が変わるかたのマイナンバーがわかるもの ・氏名変更前の保険証 ※世帯員以外のかたが保険証を受領する場合は委任状(委任状が無い場合は郵送となります。)		国保年金課 国保税係 51-6751	10番
		後期高齢者医療保険証をお持ちで、氏が変わるかた			・氏名変更前の保険証 (新保険証は郵送となります。)		国保年金課 長寿医療係 51-6752	11番
		厚生年金加入者で会社などを退職したかた 職したかた 農業者年金に加入または受給していて、氏が変わるかた		国民年金資格取得届	・届出者の本人確認書類 ・資格喪失証明書 ・マイナンバーまたは基礎年金 番号がわかるもの	喪失日から 14日以内	国保年金課	11番
年金				国民年金保険料免除申請	・届出者の本人確認書類 ・離職票 ・マイナンバーまたは基礎年金番号がわかる もの		51-6753	111
				農業者年金氏名変更届	届出者の本人確認書類		農業委員会 51-6740	別館 4階
高齢			歳以上で、氏が変わるかた 養保険証をお持ちのかた)	後日、変更後の介護保険証がご自宅に郵送されます		高齢介護課 介護保険係 51-6721	9番	
税金			振替の申込をしていて、氏 わるかた	口座名義の変更手続き	・□座名義変更後の通帳・届出印		収納課 納税管理係 51-6762	7番

	チェック	当てはまるかたはいますか?	手続き	必要なもの	期限	担当課	窓口番号
障がい		障害者手帳をお持ちで、氏が変わるかた (身体、療育、精神)	手帳記載事項変更届	• 障害者手帳	生活福祉課		2階
		自立支援医療を受けていて、氏が変わるかた	氏名変更の手続き	• 受給者証		51-6718	7番
子ども		児童手当を受給しているかた	受給事由消滅届や新養育者による 認定請求 等	新受給者の保険証新受給者の通帳親と子のマイナンバーがわかる	らもの	こども支援課 こども保育係 - 51 6717	保
		保育施設に入園しているお子さ んがいるかた 届出事項変更届			51-6717	保健センター	
		子ども医療費を受給している かた	受給資格証の交付(更新)申請	・子の保険証			
		ひとり親家庭等に該当して	ひとり親家庭等医療費受給資格変更(消滅)届	• 受給資格証		こども支援課	辺図参照)
		いたかた	児童扶養手当の資格喪失届	• 児童扶養手当証書	こども給付係 51-6716		
		特別児童扶養手当を受給しているかた	特別児童扶養手当受給者・児童 (氏名・住所)変更届	•特別児童扶養手当証書 •戸籍謄本			

メモ欄

市役所周辺図



十和田市役所 〒034-8615 青森県十和田市西十二番町6番1号

電話: 0176-23-5111 (代表) HP: https://www.city.towada.lg.jp

開庁時間:月~金 8:30~17:15 (祝日、年末年始を除く)

※各種証明書は上記以外でも交付しております。

- ・市民課 延長窓口 毎週月・金 18:00まで(戸籍、住民票、印鑑証明書、マイナンバーカード等)
- コンビニエンスストア等 (マイナンバーカードをお持ちのかた)

6:30~23:00 機器メンテナンス日を除く

